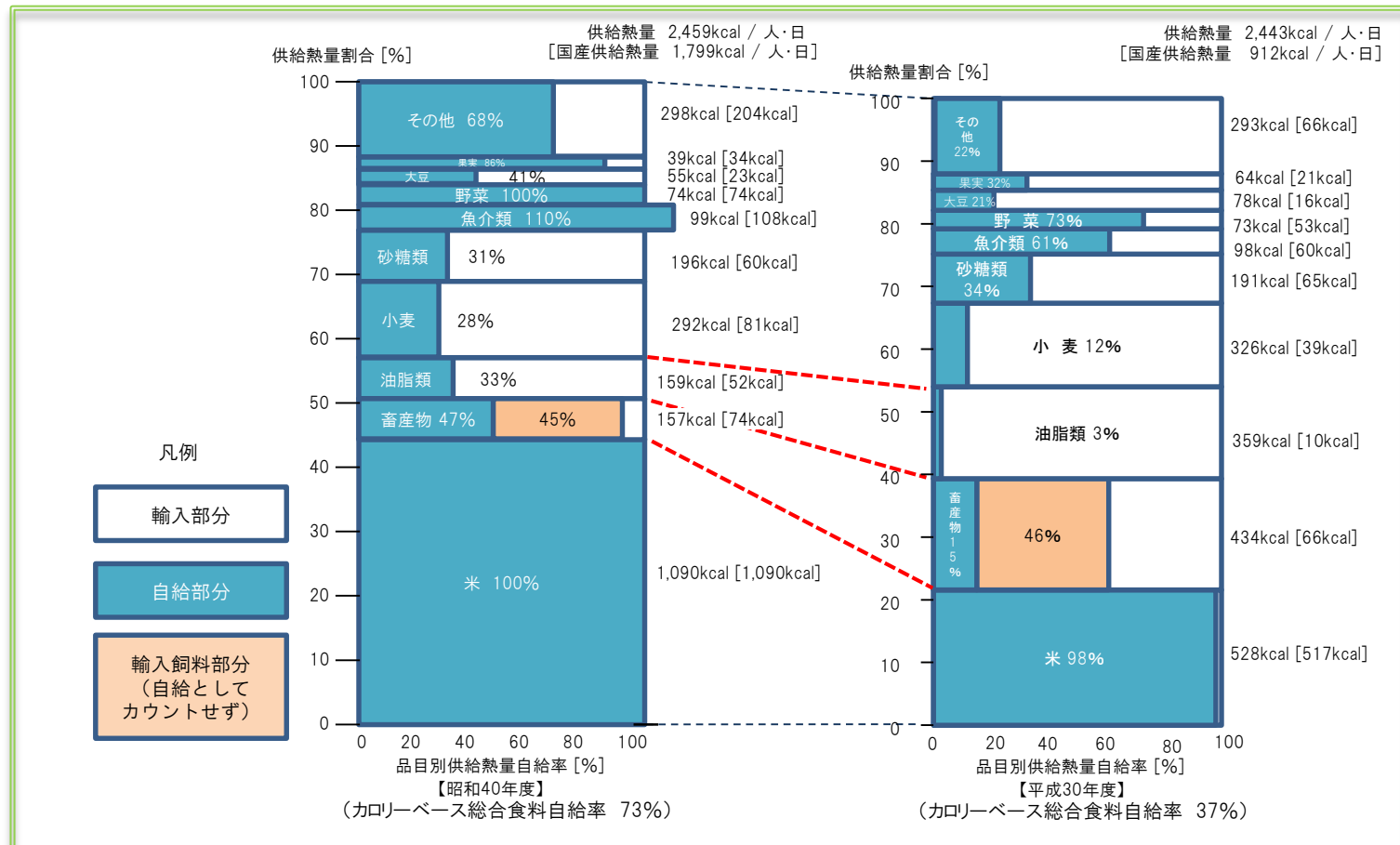


持続可能な生産と消費の促進（つくる責任・つかう責任）

（つくる責任）

- サプライチェーンが国内のみならず海外にも及んだことで、農林水産物の輸入が生産地の環境へ影響を及ぼしうる。
- 他方で、農林水産物・食品の輸出促進にあたっては、相手国の市場に応じた持続可能性認証（例えば、RSPO認証※）などの取得が課題となっている。
- 長期的な食料調達の確保と生物多様性豊かで持続可能な農林水産業の両立の重要性に触れ、食品産業をはじめとする民間企業の「つくる責任・つかう責任」が重要である。

※RSPO認証は、生産量増大による生産国の環境や近隣コミュニティへの影響・負荷の軽減を図り、持続可能なパーム油製品の生産、購買、利用を認証とする国際規格。WWFなど国際NPOが運営。



（つかう責任）

- ・ サプライチェーンにおける生物多様性への影響について触れ、生物多様性の保全と持続可能な生産と消費のあり方に関する考え方、特に、環境に配慮した製品の購入や食品ロス・プラスチックごみ（海洋生態系に悪影響を与える可能性が懸念されるマイクロプラスチック等）の削減等、消費者の行動変容を促すことが重要である。
- ・ 食育など消費者及び事業者の理解や関心を高める取組と連携して、消費と生物多様性の関連性について普及・啓発を図る。



農林水産省の主な取組事例



【持続可能な生産消費形態のあり方検討会】

環境との調和なくして農林水産業・食品産業の持続的な発展は見込まれないことから、持続可能な消費のあり方について、普及方策の検討も含め有識者による検討会を設置。

11月1日を皮切りに、令和元年度に3回の検討会開催。

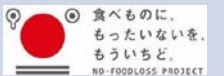
【持続可能な生産・流通等の取組例】



※食品ロス削減と生物多様性

食品ロス削減により、廃棄される食品を生産するための土地利用による森林伐採や農薬・肥料の投与量を減らし、生物多様性の劣化を抑えることができる。



現在の主な取組	取組の概要
食育	農林漁業体験の機会の提供や郷土料理の調理体験、日本型食生活の普及・啓発等について地域や学校等において取り組む。
フード・アクション・ニッポン（FAN） 	生産者、食品事業者、消費者、国が一体となって国産農林水産物の消費拡大に取り組む国民運動。
食品ロス削減 	事業者、消費者等の多様な主体と連携し、食品ロス削減を国民運動として推進する。
プラスチック資源循環 アクション宣言 	業界団体・企業のプラスチック資源循環による自主的取組について情報発信する。
農泊、グリーンツーリズム 	都市と農村の人の交流を通じて、農山漁村を活性化するとともに、教育の場として活用する。
ジビエ利用拡大 	捕獲鳥獣を地域資源として利活用するため、ジビエの全国的な需要拡大のためのプロモーションに取り組む。
世界農業遺産・日本農業遺産 	独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた生物多様性などが相互に関連して一体となった、将来に受け継がれるべき重要な農林水産業システムを認定する。
木づかい運動 	木材を利用することの意義を国民に知ってもらい、暮らしの中に木材製品を取り入れることで日本の森林を育てていく運動に取り組む。
「魚の国のしあわせ」プロジェクト 	消費者に広く魚食の魅力を伝えるため、漁業者、流通業者、学校・教育機関、行政等水産に関わるあらゆる関係者による官民協働で取り組む。

こうした取組と連携して、消費と生物多様性の関連性についての普及・啓発を図る。

農林水産省が実施している生物多様性に関連する施策とSDGsやポスト2020目標との関係性について整理する。

項 目	SDGs目標	主な取組の概要
IV. 地域別の生物多様性保全の取組 1. 田園地域・里地里山の保全	    2.4 持続可能な食料生産システムの確保 6.6 山地・森林等の水に関連する生態系の保護 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系等の保全 17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ	- 日本型直接支払交付金（多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金）により、地域資源の基礎的保全活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援。 - 伝統的で独自性のある農林水産業が営まれている地域を農業遺産と認定することで、認定地域の取組が評価され、生物多様性が保全。 - 環境保全型農業直接支払交付金により、有機農業、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組や冬期湛水等の生物多様性等に効果の高い営農活動を支援。
2. 森林の保全	    6.6 山地・森林等の水に関連する生態系の保護 13.2 気候変動対策の政策等 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系等の保全 17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ	- 森林整備事業により、間伐や再造林等を実施。 - 国有林野において、貴重な森林生態系を適切に保全・管理するとともに、適切な間伐の実施、伐期の長期化、複層林化、一定の広がりにおいて様々な育成段階から構成される森林のモザイク的配置への誘導、針広混交林化を行うなど、多様な森林づくりを推進。 「シカによる森林被害緊急対策事業」や「森林整備事業」等によりシカ捕獲を実施することで個体数調整を推進。また、「森林整備事業」や「林業成長産業化総合促進対策」等により鳥獣害防止柵等の整備を支援することで森林植生の被害防除を推進。 - 全国植樹祭、全国育樹祭等の全国規模の緑化行事への支援、NPOや企業等の多様な主体による森林づくりに向けた幅広い普及啓発及び森林づくり活動を支援。
3. 里海・海洋の保全	    2.4 持続可能な食料生産システムの確保 6.6 山地・森林等の水に関連する生態系の保護 14.2 持続的な管理と海洋及び沿岸生態系の保全 17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ	- 水産多面的機能発揮対策交付金により、漁業者等が行う藻場・干潟等における食害生物の駆除等の取組を支援。 - 自然調和・活用型漁港漁場づくり推進事業により、自然調和に配慮し、水産動植物の生息・繁殖が可能な工法・構造を採用した漁港施設の整備や水産生物の増産効果等を高めるため、間伐材等木材と鋼材やコンクリートを組み合わせた構造の魚礁の設置。 - 我が国の水産物が持続可能資源であり、管理しつつ最大限活用することの重要性を消費者に理解してもらうため、持続可能な漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベルの普及を、水産加工業者や流通業者等との連携を図りつつ促進。

持続可能な開発目標（SDGs）

なお、SDGs目標との関係性については、当省の主な取組と照らして任意に整理したものであり、今後変更していく可能性があります。

08

項 目	SDGs目標	主な取組の概要
V. 森・川・海を通じた生物多様性保全の推進	     2.4 持続可能な食料生産システムの確保 6.6 山地・森林等の水に関連する生態系の保護 14.2 持続的な管理と海洋及び沿岸生態系の保全 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系等の保全 17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ	水産多面的機能発揮対策交付金により、漁業者等が行う漁場保全のための河川流域における植林等の取組を支援。
VI. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進	    2.4 持続可能な食料生産システムの確保 14.2 持続的な管理と海洋及び沿岸生態系の保全 15.6 遺伝資源への適切なアクセスの推進 17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ	- 作物のゲノム情報と形質データ等を育種ビッグデータとして整備し、その活用による新品種育成システムの構築に取り組んでいる。 - 花粉症対策や成長の良い林木の新品種の開発や国内の多様な遺伝資源の収集・保存を行っている。 - 養殖業成長産業化技術開発事業において、高成長優良系の開発のためのサクラマス・ニジマス等の選抜基礎集団の構築を進めている。
VII. 農林水産分野における地球環境保全への貢献	       2.4 持続可能な食料生産システムの確保 6.6 山地・森林等の水に関連する生態系の保護 7.a 再生可能エネルギー等促進のための国際協力 13.2 気候変動対策の政策等 14.2 持続的な管理と海洋及び沿岸生態系の保全 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系等の保全 17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ	- COP（CBD,UNFCCC）等、国際的な議論に参画 - REDD+の推進 - JICAを通じた二国間協力や専門家の派遣
IX. 東日本大震災からの復興と生物多様性	          2.4 持続可能な食料生産システムの確保 8.3 生産活動や適切な雇用創出 9.2 持続可能かつ強靱なインフラの開発 10.2 全ての人々の能力強化、経済的促進 11.a 開発計画の強化、都市と農村部間のつながり 12.7 持続可能な公共調達 13.2、14.2、15.1、17.17（13～17は上記と同じ）	- 東日本大震災災害復旧等事業費などにより、H31.3末時点で復旧対象農地92%が営農可能となった。引き続き農地・農業用施設の復旧を進めている。 - 被災地の森林・林業の再生を図るため、森林内における放射性物質の実態把握、避難指示解除区域等における林業再生に向けた実証、森林整備とその実施に必要な放射性物質対策等の取組を実施。 - 被災した海岸防災林では、時間の経過とともに生物の生息・生育の回復等が見られており、防災機能の確保と生物多様性保全との調整を図りつつ、治山事業等による海岸防災林の復旧・再生を推進。

持続可能な開発目標 (SDGs)

なお、SDGs目標との関係性については、当省の主な取組と照らして任意に整理したものであり、今後変更していく可能性があります。

09

戦略の項目/SDGs目標	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくって減らす循环经济	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリーシップで目標を達成しよう
I. まえがき																	
II. 農林水産業と生物多様性																	
III. 農林水産業における生物多様性に関する基本的な方針		●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
IV. 地域別の生物多様性の取組		●				●							●	●	●		●
V. 森・川・海を通じた生物多様性保全の推進		●				●								●	●		●
VI. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進		●												●	●		●
VII. 農林水産分野における地球環境保全への貢献		●				●	●						●	●	●		●
VIII. 農林水産業の生物多様性の評価手法の開発及びその活用の促進						●								●	●		
IX. 東日本大震災と生物多様性の保全		●						●	●	●	●	●	●	●	●		●
【有識者研究会による提言】																	
・農林水産業・農山漁村が育む生物多様性		●	●	●	●	●								●	●		●
・持続可能な生産と消費の促進(つくる責任・つかう責任)	●	●		●				●				●	●			●	●
・持続可能な開発目標(SDGs)との関係																	
・気候変動と生物多様性	●	●				●	●						●	●	●		●
・実施体制の強化		●				●						●	●	●	●	●	●

気候変動により、多くの種の生息地に変化が生じることや、特定の種は絶滅速度が加速化するほか、陸と海の利用の変化、生物の直接的採取など他の自然への悪影響を深刻化させるなど生物多様性への影響について整理する。また、気候変動による農林水産業や農山漁村への影響について触れ、農林水産分野における気候変動適応策、緩和策と生物多様性との相乗効果やトレードオフの可能性について検討する。

また最近では、自然の働きによって低いコストで環境・社会・経済に便益をもたらし、社会にレジリエンスをもたらすこれらの解決策を「自然を基盤とした解決策（NbS：Nature-based Solutions）」として、気候変動や生物多様性等の国際会議で議論されている。

国内外の動き

- パリ協定の発効・締結（2016年11月）
- 地球温暖化対策計画（2016年5月）、農林水産省地球温暖化対策計画（2017年3月）
- 気候変動適応法の成立（2018年6月）農林水産省気候変動適応計画の改定（2018年11月）

生物多様性保全に寄与する気候変動緩和策の具体例

- ・ 有機農業は化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないことや、有機物の施用による土づくりを行うことから、生物多様性を保全するとともに、農地等への炭素貯留を推進。
- ・ 林業生産活動を通じた間伐や再造林等の適切な森林整備
- ・ 海草や海藻の育成による藻場の形成・拡大によるCO₂の固定と漁場の生産性の向上



有機農業



森林整備



藻場の保全（ウニの駆除）

環境と経済の両立に向けて、サプライチェーン全体に対して「農林水産省生物多様性戦略」の実施を促すため、以下の事項について検討する。

- 「農林水産省生物多様性戦略」の実効性を高め、現場での取組を着実に進めるために実施体制を強化すること。
- 農林水産省の各関係部局庁の役割を明確にするとともに、関係省庁・民間企業・地方自治体・NPO・研究機関等の多様な主体が連携し、かつそれぞれが主体性をもって行動することが重要であること。

